

接続約款変更認可申請書



西相制第 144 号  
平成 23 年 3 月 23 日

総務大臣  
片山 善博 殿

郵便番号 540-8511

おおさか府おおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成23年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧						
料金表						
第1表 接続料金						
第1 網使用料						
1 適用(略)						
2 料金額						
2-1~2-5-3-3 (略)						
2-6-1-1 基本料						
1回線ごとに月額						
区分		料金額		備考		
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	50,470円	48,891円	—
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	5,521円	4,996円	
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	—	

新						
料金表						
第1表 接続料金						
第1 網使用料						
1 適用(略)						
2 料金額						
2-1~2-5-3-3 (略)						
2-6-1-1 基本料						
1回線ごとに月額						
区分		料金額		備考		
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,345円	4,720円	—
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	(略)	(略)	
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	—	

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考		
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料			
通信 路設 定 伝 送 機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	ア 一般専用 に係るもの	専らAM放送の音響を伝送 するため、通常50Hzから 10kHzまでの周波数帯域を 伝送するもの	191円	2,659円	—
			50bit/s以下の符号伝送が 可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	60円	886円	
		イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料		
通信 路設 定 伝 送 機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	ア 一般専用 に係るもの	専らAM放送の音響を伝送 するため、通常50Hzから 10kHzまでの周波数帯域を 伝送するもの	48,454円	—
			50bit/s以下の符号伝送が 可能なもの	(略)	
			上記以外のもの	4,851円	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-6の2～2-14 (略)

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考		
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料			
通信 路設 定 伝 送 機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	ア 一般専用 に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	60円	709円	—
			専ら音声を送るため、通 常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	(略)	(略)	
			50bit/s以下の符号伝送が可 能なもの	(略)	(略)	
		イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料		
通信 路設 定 伝 送 機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	ア 一般専用 に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	4,545円	—
			専ら音声を送るため、通 常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	(略)	
			50bit/s以下の符号伝送が可 能なもの	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-6の2～2-14 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（一般専用に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノー ド装置、中継 伝送路設備及 び端末回線を 収容する伝送 装置により通 信路の設定並 びに伝送を行 う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通 常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝 送することが可能なもの	154,058円	152,179円	—
		2.400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,345円	4,720円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノー ド装置、中継 伝送路設備及 び端末回線を 収容する伝送 装置により通 信路の設定並 びに伝送を行 う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	190円	2,127円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	60円	709円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノー ド装置、中継 伝送路設備及 び端末回線を 収容する伝送 装置により通 信路の設定並 びに伝送を行 う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	151,654円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	4,545円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		